

村上市ショートステイ＋保育園利用移住体験事業宿泊費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟県外から本市への移住を促進するため、村上市ショートステイ＋保育園利用移住体験事業実施要綱（令和6年村上市告示第114号。以下「体験事業実施要綱」という。）に定める村上市ショートステイ＋保育園利用移住体験（以下「移住体験」という。）をした世帯の宿泊費について、予算の範囲内で補助するものとし、補助金の交付に関して、村上市補助金等交付規則（平成20年村上市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、新潟県外から本市への移住を希望し、体験事業実施要綱に定める移住体験をした者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、体験事業実施要綱に定める移住体験のために要した宿泊費（食糧費を除く）をいう。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、上限は5万円とする。

2 補助金を交付する回数は、1世帯につき同一年度内に2回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、村上市移住体験事業宿泊費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の居住地を証する書類
- (2) 補助対象経費の領収書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、村上市移住体験事業宿泊費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、前条の規定による通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、村上市移住体験事業宿泊費補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、災害、病気、介護等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) その他市長が指示した事項に違反したとき。

(返還請求)

第8条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金の交付を受けた者に対し、村上市移住体験事業宿泊費補助金返還通知書（様

式第4号)により、補助金の全額又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。